

ちばの次世代農業経営体確保・育成事業実施要領

制定 令和4年5月17日扱い手第305号
最終改正 令和7年5月2日扱い手第263号

第1 趣旨

本県農業の担い手の確保・育成を進め、力強い産地づくりを図るためには、新規就農者の確保・定着促進、農業経営の法人化、円滑な経営継承等、多様な経営課題に対応するとともに、就農等希望者が就農意欲を高め、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かし、魅力とやりがいのある農業経営を確立するよう支援が必要である。

そこで、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知。以下、「国実施要綱」という。）に規定する農業経営・就農サポート推進事業（国実施要綱別記1）の実施を通じて、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「基盤強化法」という。）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センター（以下、「センター」という。）としての機能を担う体制（以下、「センターア体制」という。）を整備し、就農等希望者に対する相談対応、農業者に対する経営相談・診断及び経営課題のテーマに応じた専門家派遣による支援等について、関係機関と連携して取り組むものとする。

第2 事業の実施体制

本事業の事業実施主体は千葉県とし、担い手支援課に事務局を設置の上、千葉県における農業経営・就農支援センターの体制に関する運用規程（令和7年4月17日付け扱い手第151号。以下、「運用規程」という。）に定める体制により事業を実施するものとする。

第3 各組織の役割

運用規程2の1の(1)の規定によりセンターア体制に位置付けられた関係機関・団体等は、運用規程3に定める事業を実施するため、国実施要綱別記1に規定する内容等に基づき、運用規程に定める業務のほか、以下に定める業務を実施し、農業者及び就農等希望者からの多様な相談に対応して支援を図るものとする。

1 担い手支援課（事務局）

- (1) 事業実施に係る国との調整、国実施要綱に規定する事業実施主体が行う業務
- (2) 委託・伴走機関及び関係機関との調整
- (3) センター運営会議で選定・決定した専属スタッフの配置（所属組織への依頼等）
- (4) センター運営会議で選定・決定した専門家の登録及び公表、派遣調整、

伴走型支援に係る効果測定

- (5) 農業者リストの作成及び重点指導農業者(国実施要綱別記1の第2に規定する「重点支援対象者」をいう。)等の掘り起こし活動
- (6) センター運営会議で選定・決定した重点指導農業者への通知及び経営状況診断の実施
- (7) 重点指導農業者の経営戦略(案)の策定、経営戦略会議への提案
- (8) 就農相談カルテ及び参入相談カルテ、経営相談カルテ、経営移譲希望カードの整理・取りまとめ、全国データベース入力
- (9) 相談会等の企画、開催
- (10) 謝金、旅費等の支払
- (11) その他、事業全般、事業の運営に関する事項等

2 公益社団法人千葉県園芸協会

- (1) 相談窓口の設置(就農)
- (2) 第6に規定する就農サポート活動
- (3) 第8に規定する農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動
- (4) センター運営会議への参画
- (5) 経営戦略策定に係る助言(経営戦略会議への参画等)
- (6) 相談事案に係る関係機関との調整
- (7) その他、事業の実施において必要な事項等

3 農業事務所

- (1) 相談窓口の設置(就農・経営)
- (2) 第6に規定する就農サポート活動
- (3) 第7の1に規定する業務
- (4) 相談事案に係る関係機関及び専門家との調整
- (5) その他、事業の実施において必要な事項等

4 千葉県農業者総合支援センター(千葉県農業者総合支援協議会)

- (1) 相談窓口の設置(就農・経営)
- (2) 相談窓口の相談実績の取りまとめ
- (3) 情報発信活動
- (4) 第6に規定する就農サポート活動
- (5) 第7の1の(1)～(3)に規定する業務
- (6) 相談事案に係る関係機関との調整
- (7) その他、事業の実施において必要な事項等

5 伴走機関

- (1) 運用規程別表2に規定する業務
- (2) 相談事案に係る関係機関との調整
- (3) その他、事業の実施において必要な事項等

第4 事業予算

本事業の実施に伴う経費については、別に定める予算の範囲内とする。

第5 専属スタッフ、専門家

本事業における専属スタッフ及び専門家の取扱い、派遣等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第6 就農サポート活動

1 就農等に関する相談対応

就農相談窓口は以下の業務を行う。

- (1) 就農等希望者に対する就農相談対応、就農に関する情報の提供、就農候補市町村との調整等
- (2) 就農相談カルテ（国実施要綱別記1－様式第7号）の作成・保管、個人情報の取扱いに係る同意書（県要領別紙様式1）の回収・保管、必要に応じて実施する就農実態等に係るアンケート等の実施・保管
- (3) 相談対応結果の記録、市町村等の関係機関との情報共有
- (4) 就農相談・就農状況の報告（国実施要綱別記1－様式第9号）

就農相談・就農状況の報告は、毎年度、6月末時点、9月末時点、12月末時点、3月15日時点までの就農相談対応実績について、国実施要綱別記1－様式第9号に取りまとめの上、6～12月末時点分の報告は翌月の15日までに、3月15日時点分の報告は3月25日までに、担い手支援課就農支援班に報告する。なお、3月15日から3月末までの就農相談実績については、4月15日までに担い手支援課就農支援班に報告する。

併せて、個人情報の取扱いについて同意が得られた者の就農相談カルテ及び個人情報の取扱いに係る同意書の写しについて、担い手支援課就農支援班に提出する。

第7 農業経営サポート活動

1 経営に関する相談対応

経営相談窓口は以下の業務を行う。

- (1) 農業者に対する経営相談対応
- (2) 支援候補者情報（農業経営サポート候補者リスト（県要領別紙様式2））の共有
- (3) 「意向調査カード（県要領別紙様式3）」を用いた掘り起こし活動及び個人情報の取扱いに係る同意書（県要領別紙様式1）の回収、保管
なお、意向調査カード及び個人情報の取扱いに係る同意書の写しについては、担い手支援課経営体育成班に提出する。
- (4) 支援チームへの参加、伴走型支援の実施
- (5) 伴走型支援結果の共有、専門家との調整

2 重点指導農業者への伴走型支援業務

重点指導農業者への伴走型支援については、国実施要綱別記1の第3の5の(1)のア、本要領及びちばの次世代農業経営体確保・育成事業専属スタッフ・専門家取扱規程のほか、以下の手順で実施する。

（1）重点指導農業者の決定

担い手支援課は、農業事務所等から提示のあった支援候補者や第8の（1）に規定する掘り起こし活動により把握した支援候補者を、重点指導農業者の候補者として運用規程2の（4）に規定するセンター運営会議に提案する。

センター運営会議は、担い手支援課より提案のあった重点指導農業者の候補者のうち、伴走型支援の必要性等が認められた者を重点指導農業者に決定する。

なお、センター運営会議で決定した重点指導農業者への決定通知は担い手支援課が行う。

（2）経営状況の診断及び経営戦略の策定、伴走型支援の実施、経営相談カルテの作成、支援に対する満足度等に係る調査の実施

担い手支援課が、国実施要綱別記1の第3の5の（1）のア、本要領及びちばの次世代農業経営体確保・育成事業専属スタッフ・専門家取扱規程に基づき実施する。

第8 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動

担い手支援課及び公益社団法人千葉県園芸協会は、国実施要綱別記1の第3の5の（2）に規定する以下の業務を、農業事務所や伴走機関の協力を得て実施するものとする。

- （1）重点指導農業者の掘り起こし活動
- （2）人材確保推進活動
- （3）相談会等活動

第9 関係書類の整備

本事業の実施に係る次に掲げる関係書類及び国実施要綱に規定する関係書類の保管期間は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間とする。

- （1）個人情報の取扱いに係る同意書（県要領別紙様式1）
- （2）農業経営サポート候補者リスト（県要領別紙様式2）
- （3）意向調査カード（県要領別紙様式3）

第10 個人情報の取扱い

1 事業を通じて知り得た農業者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）並びに国実施要綱別記1の別紙等に基づき適切に取り扱うこととし、他の者に漏えい等をしてはならない。

なお、本事業による支援等が終了し、または解除された後においても同様とする。

2 農業者等から知り得た個人情報について、本事業を通じた支援、国実施要綱別記1の第6に規定するフォローアップ並びに国及び県の農政に係る

目標の実現に向けた農業経営者等の取組状況の確認のために供するときは、農業者等に利用目的等を説明の上、担い手支援課が指定する同意書により、農業者等から同意を得るものとする。

なお、同意を得る方法、回収の方法は、国実施要綱別記1の別紙の2の(2)及び担い手支援課の指示に従うものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和4年度から施行するものとする。

附 則（令和5年5月1日付け担い手第434号）

この要領は令和5年度から施行するものとする。

附 則（令和6年5月22日付け担い手第337号）

この要領は令和6年度から施行するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月2日から施行し、令和7年度から適用する。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(県要領 別紙様式1)

ちばの次世代農業経営体確保・育成事業の業務に係る 個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に御署名ください。

千葉県及び千葉県における農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制に位置付けられた関係機関・団体等は、ちばの次世代農業経営体確保・育成事業の業務の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本事業の業務の実施のために利用します。

また、千葉県及び千葉県における農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制に位置付けられた関係機関・団体等は、本事業の業務のほか、農業を担う者の育成・確保に資する取組、農業経営・就農サポート推進事業の報告に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、就農準備や経営改善等の取組状況、専門家からの助言等の内容についても、助言・指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

※千葉県では、国の農業経営・就農サポート推進事業を活用して、ちばの次世代農業経営体確保・育成事業を実施しています。

提供する情報の内容	①就農等希望者又は農業者等の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③相談内容、④経営内容、⑤支援等の実施状況や専門家からの助言等の内容等
情報を提供する関係機関	国、国から農業経営診断システムに係る業務を委託された者、千葉県、 (公社)千葉県園芸協会、(一社)千葉県農業会議、 (一社)千葉県農業協会、千葉県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会千葉県本部、千葉県農業者総合支援センター (支援内容に応じて情報提供する機関) 市町村、農業委員会、農業協同組合、千葉県農地中間管理機構、本事業により登録された専門家、株式会社日本政策金融公庫等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年　月　日

氏名（名称・代表者）

農業経営サポート候補者リスト (機関名:)

○既に報告した経営体をリストから外す場合には、行を削除せず、取消線などで見え消してください。
○※は必須記載事項です。

注1:経営体育成事業(県単) 農業経営改善の推進の支援対象者は○とする

意向調査カード

意向確認日：令和 年 月 日

報告者： 機関名()

専門家による支援要望	<input type="checkbox"/>	有り	<input type="checkbox"/>	無し	「個人情報の取扱いについて」の同意		<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ	
フリガナ											
会社名又は氏名											
フリガナ						住所					
代表者氏名											
連絡先	電話番号					携帯番号					
	FAX番号					メールアドレス					
業種	(記載例) 露地野菜(ニンジン、ネギ)、施設野菜(トマト)、稻作										
経営区分	<input type="checkbox"/>	個人	<input type="checkbox"/>	法人	<input type="checkbox"/>	集落営農	<input type="checkbox"/>	農業支援サービス事業者	<input type="checkbox"/>	その他	
雇用の状況	<input type="checkbox"/>	常時 人			<input type="checkbox"/>	臨時 人			<input type="checkbox"/>	無し	
属性 (該当する場合は○)	認定農業者等			青色申告農業者			目標地図に位置づけられた者				
収入保険等加入状況	<input type="checkbox"/>	加入済み 種類を記載					<input type="checkbox"/>	加入検討中		<input type="checkbox"/>	未加入
相談区分	<input type="checkbox"/>	経営改善・診断	<input type="checkbox"/>	法人化		<input type="checkbox"/>	税務・財務	<input type="checkbox"/>	新規就農		
	<input type="checkbox"/>	規模拡大・集積	<input type="checkbox"/>	施設整備		<input type="checkbox"/>	IT・情報化	<input type="checkbox"/>	生産技術・技能		
	<input type="checkbox"/>	雇用・労務	<input type="checkbox"/>	経営継承・相続		<input type="checkbox"/>	金融・融資	<input type="checkbox"/>	法律問題		
	<input type="checkbox"/>	販路拡大・販促	<input type="checkbox"/>	農業参入		<input type="checkbox"/>	集落営農	<input type="checkbox"/>	補助事業(目標達成)		
		<input type="checkbox"/>	その他()								
相談の概要	法人化の相談をご希望の場合はご記入ください 対象者 【集落営農・個人・その他()】 対象人数 【本人含め 人】登記希望時期 【 年 月頃】										
派遣希望時期	令和 年 月 頃										